

介護職員等特定処遇改善加算について

社会福祉法人晃和会の、介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定処遇改善加算）の取得への取り組みについて掲載しています。

1 介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定処遇改善加算）の取得要件

- ① 処遇改善加算の、加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
- ② 処遇改善加算の職場環境等要件の中で、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の各区分について、1つ以上の取り組みを行っていること。
- ③ 処遇改善の取り組みについて、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」やホームページへの掲載を通じて、「見える化」を行っていること。

2 当法人の取組

- ① 処遇改善加算の取得状況
加算（Ⅰ）を取得

ヒント 特定処遇改善加算と処遇改善加算の関係

処遇改善加算と新設された特定処遇改善加算は、いずれも介護職員の処遇改善を目的としたものですが、改善の対象が異なります。

- ・ 特定処遇改善加算は、技能・経験を持ったリーダー級の職員の処遇改善を主な目的としています。加算分を全て勤続年数の長い職員に配分しなければならないわけではありませんが、優先して処遇が改善されるように、「経験・技能のある介護職員の平均引き上げ額を、その他の介護職員の2倍以上とする」などのルールが定められています。
- ・ 特定処遇改善加算は、現行の処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）に該当する事業所を対象に、上乘せする形で介護報酬の加算が行われます。特定処遇改善加算に独自の要件としては、職場環境等要件に該当する複数の取り組みを行うこと、処遇改善の取り組みをホームページなどで「見える化」することがあります。
- ・ 現行の処遇改善加算の加算率は、キャリアパスや職場環境などに関する要件に基づき、5段階に分かれています。一方、特定処遇改善加算の加算率は、ほかの加算を取得しているかを基準に、2段階に分かれています。なお特定処遇改善加算（Ⅰ）の加算率を0.9倍した値が、特定加算（Ⅱ）の加算率となるように設定されています。

- ② 職場環境等要件の状況（各区分について、1つ以上の取り組みを行っていること。）

分類	内容	本会の取組み状況
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	福祉関係資格取得に関する助成のための内規を定め、介護福祉士を目指す職員へ実務者研修受講料の助成や、その他資格所得の補助を行っています。 また、外部機関が開催している研修会に参加し、より専門性の高い看護技術を習得してもらえるよう受講支援しています。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	法人内研修制度（キャリアパス）を整備し、人事考課に基づく階層別研修を実施し、資質向上に努めています。

労働環境・ 処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入	チューター制度を設け、新人指導担当者を決めて指導に当たっています。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	育児休業やシフトの配慮をしています。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	各部門別部会や、現場主任者会議を開催し、業務内容やケア内容の改善を図っています。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成により、責任を明確にしています。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	玄関、各フロアに法人理念を掲示するほか、クレドカードを携帯し共有を図っています。
	非正規職員から正規職員への転換	内部登用を実施しています。

③ 「見える化」への取組状況

分類	内容	本会の取組み状況
ホームページへの掲載	「介護サービス情報公表システム」への掲載	
	法人のホームページに掲載	◎
その他の方法による掲示等	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲載	
	その他：	

3 特定殊遇改善加算の（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定状況 当法人は、特定加算（Ⅰ）を算定しています。

加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定要件	特定加算	
	（Ⅰ）	（Ⅱ）
（Ⅰ）介護福祉士の配置等要件	○	×
サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定していること。		
（Ⅱ）現行加算要件	○	○
現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。		
（Ⅲ）職場環境等要件	○	○
・実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。 この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇改善」及び「その他」のそれぞれの区分に1以上の取組が必要。		
（Ⅳ）見える化要件	○	○
介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。		